



Title	日米関係（沖縄返還）28(大蔵省との折衝   外務省外交史料館レファレンス番号：nd)
Author(s)	-
Citation	平成26年度外交記録公開(2)   公開日：平成27年1月15日   外務省外交史料館管理番号：2014-4128   CD・DVD番号：H26-004
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43808">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43808</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

45.12.16

大蔵者と折衝

極 秘

まで  
部の内  
号

参酌局長 ~~或~~ 阿加力局長) 報告 支  
 参酌課長 号 参 官  
 官房長 ~~支~~ 北朱办-課  
 安條課長  
 沖繩軍管内題に關する大藏省との話し合  
 45. 12. 16  
 朱北一長

本官 16日午前 前田参事官 往訪 ~~同室の~~  
 吉岡防犯係主任官、岡島参事官、主任的法制

課森田事務官の同席の上、本内題に關し  
 外務省の正式意見でなないか、事務上の考

本官 支  
 之方の一環を示すものとして (1) ~~支~~ 沖繩復讐  
 の基本原則たる本土並の見地より復讐と同時に

同接雇用の労務管理を實施するに於ては 政府の  
 根本目的である。(2) 二つを以て ~~支~~

復讐の  
 における準備に着手しなくてはならぬが、二つを

同室の... 支... 支... 支...

朱側の同意を前提とした、(1) 朱側の進行、  
 曲折の後漸く同接雇用には反対なく

右の如く受け入れには 労務管理費、退職金等  
 の内題解決を条件とした、(2) クラウドとの

交渉に鑑み、速やかに 対朱交渉を再開して  
 朱側との合意に達せしめたい、上記(1)の同

意を得るに於て(1)の根本目的の實現に専断望され  
 ない、(2) 復讐準備は 46年度 ~~支~~ 行おう

二ヶ所 ~~支~~ 明年3月 対朱合意取り付きの時点で  
 あり、おそれた 朱側の概ね 2月位には 全軍

支の話し合いに ~~支~~ 支 ~~支~~ 支 ~~支~~ 支 ~~支~~ 支  
 予算委員会 2~3月にヒアリングを以て、上

同月中に相当進捗は、  
 に再交渉は 明年1月中旬に開始せしめざるを得ない、

(2) 支 ~~支~~ 大藏省側の見解を欲し、と

乙下記の当方見解を述べた。二か

に対し先方は緊急検討を約した。(なお防犯施設庁 鐘江次長に対し15日 南宮功大蔵

者に対し(当方の見解を述べたこと予告す)

記

1. 労務管理費

何らかの定率方式を考慮する時期は遅く(朱側の提議を待たず)

113の245 ないかと考えた。但し 110-227-211 数字を自衛隊交渉に決定すべきであった。(二かに対し)

先方は地位協定が本条との関連における説明及び施設庁自体の管理機構の合理化等の問題に言及したが、格別反対は述べなかった。

2. 退職金

組合とは、復讐後退職の際 復讐前後の

勤務年限を通算(右本土並の退職金の額を下記の額をアセクトする)との見解は

存在する。<sup>他方</sup>朱側提議の言う如く朱側が半分と上記 本土並額との差額を自費が

か負担するとは妥当でなく、朱側にも支払うべき部分がある筈である。(例として 復讐直後の

汁繰り半額を支払うに退職金が朱側の朱側支払う分を上回る場合など) かつ二の差

をそのまま妥当な朱側負担方式と捉えられたいかと思ふ。 右方 復讐時に朱側

が退職金を一時払い(右に似た7112の朱側の事情の説明を待たず)に問題があると大蔵省に

考えられ <sup>3534</sup>を示した。いい。

(二かに対し先方は 復讐時の雇用

切手不足と先任取(勤務年法の意味あり))  
とを切離せたいか、また概算右比も自前か

支払うことと右やも知れざる金額が明らかなら  
うか、等の内題を提起後、前田審議官

より全(の私見で引用せられては困るが、例の  
種、内比一定額を一定年限のみ差額分  
毎

とに自前を出すと、その後は半額か  
全部支払うという事 ~~あり~~ といふ場合、いふか

か自前にとり有利かとか考へて研ら、  
と述べていた。